

### 第 3 号議案

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成  
28年亀岡市条例第42号）の一部を改正する条例を次のように制  
定するものとする。

令和4年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成  
28年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号に掲げる開発行為」の次に「（第3号  
及び第5号以外の開発行為については、令第29条の9第4号（土  
砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域  
（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。）及び第5号  
に掲げる区域を含む土地の区域における開発行為を含む。）」を加  
え、同項に次の1号を加える。

- (6) 市街化調整区域内の建築基準法第39条第1項に規定する災  
害危険区域等災害が発生するおそれがある区域から建築物又は  
第一種特定工作物を移転する場合で、従前とほぼ同一の規模の  
敷地において行う従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物又は

第一種特定工作物の建築又は建設を目的として行う開発行為  
第9条第1項中「次の各号に掲げる建築行為等」の次に「（第3号及び第6号以外の建築行為等については、令第29条の9第4号（土砂災害特別警戒区域を除く。）及び第5号に掲げる区域を含む土地の区域における建築行為等を含む。）」を加え、同項に次の2号を加える。

- (7) 市街化調整区域内の建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域等災害が発生するおそれがある区域から建築物又は第一種特定工作物を移転する場合で、従前とほぼ同一の規模の敷地において行う従前とほぼ同一の用途及び規模の建築行為等
- (8) 原則として露天の資材置場又は駐車場として、現に適正に使用されている土地の出入口等に建築する管理棟（10平方メートル以内）及び便所の新築

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する  
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 京都府開発審査会付議基準に規定する災害危険区域等からの建築物等の移転及び既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築に係る開発許可手続の迅速化及び簡素化を図るため、当該規定を条例に移行すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。